

基準寝具及び病衣取扱業務委託仕様書

岩手県立中央病院の基準寝具及び病衣取扱業務を委託するにあたり、この仕様書に定めるところにより実施するものとし、業務内容については、別添基準寝具及び病衣取扱業務内容明細書によるものとする。

1 基本的事項

業務を行うにあたっては、各種法令を遵守し、クリーニング業法等関連法令並びに契約に定めている条項に基づき、常に清潔に留意し、適正に処理するとともに、病院業務の運営に支障をきたさないよう、業務を遂行するものとする。

2 委託施設及び所在地

岩手県立中央病院（以下「甲」という。）
盛岡市上田一丁目4番1号

3 作業日及び作業時間

平日 8時30分から17時15分まで
土曜日 8時30分から11時30分まで
祝日 8時30分から17時15分まで
ただし、年末年始は甲乙の協議による。

4 業務内容及び業務量

別添のとおり

5 接遇について

- (1) 来院者への対応は、思いやりの気持ちを持って、笑顔で接すること。
- (2) 言葉遣いは、命令調にならないように敬語を用い丁寧に話すこと。
- (3) 作業中は、常にネームプレート及び清潔な制服を着用すること。
- (4) 来院者及び職員に不快感を与えることのないよう、私語を慎み、言葉、身だしなみ等には十分留意すること。

6 リネンの取り扱いについて

リネンの取り扱いについては、厚生労働省「改正医療法・感染症法を考慮した院内ガイドライン」及び、当院感染管理部の指示に従うこと。

7 責任者の選任

委託業者（以下「乙」という。）は、甲との連絡調整にあたらせるため、作業員のうちから作業責任者1名を選任し、甲に報告すること。

8 緊急時の対応

乙は、火災・地震等の非常時には自衛消防隊員として甲の指揮下に入り、その対策に従事すること。

基準寝具及び病衣取扱業務内容明細書

1 業務内容及び業務量

作業項目	種類	見込数量/日
入院及び転入に伴う寝具、病衣の各病棟への定数補給	寝 具	600
	病 衣	685
退院及び転出に伴う寝具、病衣の回収	寝 具	600
	病 衣	823
病棟の寝具、病衣定期交換時における病棟への補給	寝 具	150
	病 衣	280
病棟の寝具、病衣定期交換時における回収	寝 具	270
	病 衣	400
透析に使用する寝具、病衣の補給	寝 具	40
	病 衣	1
透析の使用済み寝具、病衣の回収	寝 具	40
	病 衣	1
救急患者に使用する寝具、病衣の補給	寝 具	30
	病 衣	60
救急患者の使用済み寝具、病衣の回収	寝 具	40
	病 衣	80
各外来・手術室への寝具・病衣の貸し出し	寝 具	40
	病 衣	20
中央処置室で使用する寝具の補給	寝 具	40
	病 衣	30
中央処置室の使用済み寝具の回収	寝 具	40
	病 衣	30
掛布団の包布掛け	寝 具	350
生理検査室・リハビリ室・がん化学療法室で使用する寝具の補給	寝 具	60
生理検査室・リハビリ室・がん化学療法室の使用済み寝具の回収	寝 具	60
当直室等への寝具の貸し出し	寝 具	70

※ただし数量については、患者数の変動等の理由により増減する場合もあること。

2 上記以外の業務

- (1) 各病棟の伝票作成
- (2) 患者寝具日計表の作成等
- (3) 集配車への配達、收受及び整理
- (4) その他基準寝具及び病衣補給業務に関する必要な事項等
 - ア 枕への枕カバー掛け
 - イ 汚物付着品の洗濯依頼及び洗濯後の袋詰め
 - ウ 不良品（破れ、汚れ等）の選別及び返品伝票整理
 - エ 工場との連絡調整（事務部門及び配送部門）
 - オ 毎日の打合せ・送り確認

